

政令番号153 テトラメリン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成25年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬登録 製剤	登録製剤以 外殺虫剤	その他	
1	北海道						3.0E+2		299.1
2	青森県						1.1E+2		113.9
3	岩手県						1.1E+2		111.4
4	宮城県						2.1E+2		210.7
5	秋田県						1.3E+2		126.3
6	山形県						1.4E+2		143.4
7	福島県						2.7E+2		265.8
8	茨城県						4.2E+2		417.1
9	栃木県						1.8E+2		183.4
10	群馬県						3.4E+2		343.5
11	埼玉県						1.3E+3		1,290.6
12	千葉県						9.2E+2		922.1
13	東京都						2.8E+3		2,755.5
14	神奈川県						1.6E+3		1,604.8
15	新潟県						3.3E+2		333.0
16	富山県						1.6E+2		155.5
17	石川県						1.7E+2		174.2
18	福井県						1.2E+2		116.4
19	山梨県						1.3E+2		128.6
20	長野県						3.0E+2		299.8
21	岐阜県						3.4E+2		339.8
22	静岡県						5.9E+2		585.0
23	愛知県						1.4E+3		1,376.9
24	三重県						3.3E+2		327.0
25	滋賀県						2.3E+2		226.4
26	京都府						5.1E+2		507.3
27	大阪府						1.9E+3		1,911.9
28	兵庫県						1.1E+3		1,073.3
29	奈良県						2.6E+2		264.4
30	和歌山県						1.8E+2		183.8
31	鳥取県						9.6E+1		95.7
32	島根県						1.2E+2		116.1
33	岡山県						3.6E+2		363.1
34	広島県						5.7E+2		565.0
35	山口県						2.7E+2		270.9
36	徳島県						1.5E+2		149.6
37	香川県						1.9E+2		193.0
38	愛媛県						2.9E+2		293.5
39	高知県						1.5E+2		145.8
40	福岡県						1.0E+3		1,007.9
41	佐賀県						1.5E+2		150.8
42	長崎県						2.6E+2		257.7
43	熊本県						3.6E+2		360.0
44	大分県						2.4E+2		235.2
45	宮崎県						2.3E+2		227.0
46	鹿児島県						3.8E+2		378.2
47	沖縄県						3.4E+2		340.9
	全国						2.2E+4		21,941.0